

令和 5 年第 1 回定例会  
環境生活農林水産常任委員会 説明資料

(所管事項説明)

(1)	三重県農林水産試験研究ビジョン（案）について . . . . .	1	別冊 1 別添 1
(2)	家畜伝染病に係る本県の対応状況について . . . . .	3	
(3)	みえ森と緑の県民税第 3 期に向けた検討状況について . . . . .	5	別冊 2 別添 2
(4)	三重県真珠振興計画の改定（最終案）について . . . . .	7	別冊 3
(5)	包括外部監査結果に対する対応について（関係分） . . . . .	9	
(6)	各種審議会等の審議状況の報告について . . . . .	13	

【別冊 1】 三重県農林水産試験研究ビジョン（案）

【別冊 2】 みえ森と緑の県民税第 3 期制度（素案）

【別冊 3】 三重県真珠振興計画（最終案）

令和 5 年 3 月  
農 林 水 産 部

## (所管事項説明)

### (1) 三重県農林水産試験研究ビジョン(案)について

近年、農林水産業は、地球温暖化、生産者の減少による生産基盤の弱体化、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機とした生産・消費の変化などの課題に直面しています。

また、国が令和3年度に策定した「みどりの食料システム戦略」では、こうした課題に対応しながら、農林水産業の生産力と持続性の向上を図るため、イノベーションの創出を促進していくことが盛り込まれています。

一方、県においても、令和4年10月に新たに策定した「強じんな美し国ビジョンみえ」と「みえ元気プラン」に加え、現行の農林水産業の振興に係るそれぞれの基本計画に基づき、持続可能な農林水産業の実現を図るためには、それらを下支えする新技術などの開発と普及を着実に進めていくことが重要となっています。

こうした状況をふまえ、農林水産部が所管する農業研究所、畜産研究所、林業研究所、水産研究所(以下「4研究所」という。)では、本県の農林水産業に係る研究開発の基本方向や重点研究項目などを明らかにする必要があると考え、計画として、「三重県農林水産試験研究ビジョン」(以下「研究ビジョン」という。)(別冊1)の策定に取り組んできたところです。

#### 1 研究ビジョンの概要(別添1)

研究ビジョンの期間は、令和5年度から8年度までの4年間とします。

##### (1) 試験研究機関の役割と推進方向

試験研究機関の果たす役割については、政策課題および食料自給率や地球温暖化などの中長期的な課題に対応した、地域に根ざした研究を推進することにより、農林水産業および農山漁村の再生・振興と、地方の新たな産業や雇用の創出といった地方創生に寄与することとしています。

また、研究推進の基本方向については、産業振興と環境配慮の視点に沿って、三重の農林水産業を支える革新的技術の開発を進めることとし、特に、

- ・スマート化など生産性の向上に向けた技術開発
- ・危機に対応できる生産資材の自給体制の構築に向けた技術開発
- ・「みどりの食料システム戦略」に対応した技術開発

に注力して取り組んでいくこととしています。

##### (2) 試験研究推進のための方策

試験研究推進のための方策については、現場と一体となった研究成果の普及に向け、試験研究機関と普及組織が連携し、研究成果を農林漁業者や関係団体等に速やかに普及していくこととしています。

また、人材育成については、育成方法として、OJT、OFF-JT、自己啓発の3本柱とし、若手成果発表会、統計研修会、分析機器等の融通に取り組むこととしています。

### (3) 試験研究機関別の研究ビジョン

4 研究所では、政策課題の解決に向けて、重点研究項目を設定し、それぞれの研究所が有するノウハウの共有はもとより、工業研究所や国研究機関・大学等とも連携して研究に取り組みます。

#### 【重点研究項目】

##### <農業研究所>

- ア. 高付加価値化の推進（水稻やイチゴなどの新品種の開発など）
- イ. 省力・高収益農業の推進（スマート技術を生かした省力栽培技術の開発など）
- ウ. 持続可能な農業の推進（温暖化への適応や環境負荷の少ない技術の開発など）
- エ. 多様な担い手の確保・育成（効率的な労務管理、労働安全基準の作成など）

##### <畜産研究所>

- ア. 畜産業の競争力強化（畜産物の品質向上技術やスマート技術の開発など）
- イ. 環境に優しい畜産業の推進（温室効果ガスの排出削減技術の開発や未利用資源の活用など）

##### <林業研究所>

- ア. 持続可能な林業、木材産業の推進（リモートセンシング技術の開発など）
- イ. 災害に強い森林づくりの推進（災害に強い森林の育成技術の開発など）
- ウ. 緑の循環による森林の多面的機能の発揮（育林等の低コスト化技術の開発など）
- エ. 次代を担う林業人材の育成（森林教育に係る検証手法の開発など）

##### <水産研究所>

- ア. 省力・高収益水産業の推進（スマート技術の開発と現場実装など）
- イ. 気候変動に適応した水産業の推進（魚介類の養殖・へい死対策技術の開発など）
- ウ. 水産資源の維持管理と増殖（資源増殖技術の開発や藻場対策の検討など）
- エ. 高付加価値化の推進（水産物の高品質化技術や未利用資源等の商品開発支援など）

## 2 今後の予定

本常任委員会でのご意見をふまえ、本年3月末を目途に研究ビジョンを策定・公表し、令和5年4月から、4研究所がより連携を図りながら、研究ビジョンに基づく研究開発に取り組んでまいります。

## (2) 家畜伝染病に係る本県の対応状況について

### 1 現状

平成30年9月に国内で26年ぶりに発生した豚熱は、令和5年2月末までに1都17県85事例が発生し、飼養豚約35万4千頭が殺処分されました。本県においても、これまでに、いなべ市(令和元年7月)、伊賀市(令和2年12月)、津市(令和3年4月)で3事例の発生があり、殺処分数は合わせて約2万2千頭となっています。

一方、高病原性鳥インフルエンザについて、昨シーズンは、令和3年11月から令和4年5月にかけて、全国で12県25事例が発生し、飼養鶏約189万羽が殺処分されました。

今シーズンは、令和4年10月に発生が確認されて以降、令和5年2月末までに、25県76事例が発生し、約1,478万羽が殺処分されており、発生件数、殺処分数ともに過去最多となっています。近年、本県での発生はありませんが、世界的にも流行が続いており、例年以上に発生リスクが高い状態となっています。

### 2 本県の対応状況

#### (1) 豚熱対策

本県のワクチン接種農場における発生事例は、野生いのしし由来の豚熱ウイルスが、野生小動物等を介して農場に侵入し、ワクチン接種前・直後の“離乳豚”(生後30~60日齢程度)を中心に感染したことが原因と考えられています。

このため、豚熱ウイルスから「農場を守る対策」と「野生いのしし対策」の2本柱でさまざまな取組を進めています。具体的には、

#### ①「農場を守る対策」として、

- ・飼養豚へのワクチン接種の継続
- ・農場ごとでの飼養豚への抗体検査の実施
- ・農場における飼養衛生管理基準の遵守・徹底に向けた指導や研修会の実施
- ・農場内への豚熱ウイルスの侵入とまん延を防止するための衛生設備等の整備支援
- ・農場の周囲に設置したカメラによる野生いのししや小動物の生息状況の把握

#### ②「野生いのしし対策」として、

- ・野生いのししにおける豚熱の感染状況をモニタリングするための調査捕獲
  - ・野生いのししに豚熱ウイルスの抗体を持たせるための経口ワクチンの散布
  - ・県が主体で行う「指定管理鳥獣捕獲等事業」による野生いのししの捕獲強化
- など、豚熱の発生防止に向けて取り組んでいます。

また、豚熱発生農場の経営再開に向け、国の手当金の受給や資金の借り入れ、衛生資材の支援等、養豚農場へのきめ細かな支援に取り組みました。

さらに、飼養豚へのワクチン接種方法の改善やワクチン接種農場における全頭殺処分のあり方の見直し等、豚熱に係る制度の改正について国へ要望してきました。

この結果、国の「特定家畜伝染病防疫指針」が改正され、養豚農場の飼養衛生管理者(従業員等)によるワクチン接種が可能となりました。

## (2) 高病原性鳥インフルエンザ対策

高病原性鳥インフルエンザの発生防止、野鳥由来の高病原性鳥インフルエンザウイルスの農場への侵入防止に向け、

- ・他県発生時における、県内養鶏農場への情報提供と異常発見時の速やかな通報の徹底
- ・農場における鶏舎、車両等の消毒の励行、防鳥ネットの点検・改修等、飼養衛生管理基準の遵守に向けた指導や研修会の開催

を行うとともに、万が一の発生に備え、

- ・防疫措置に関わる県職員への研修会や机上訓練、県の農林（水産）事務所を単位とした防疫訓練の実施と関係機関との連携確認

などに取り組んでいます。

なお、今シーズンは、全国における感染拡大の状況をふまえ、令和4年11月（令和5年1月に期間延長）、県独自の措置として、県内の全養鶏農場に対し、家畜伝染病予防法に基づき、令和5年5月31日までの消毒命令を発出するとともに、令和4年12月、令和5年2月の2回にわたり、消毒に必要となる消石灰の無償配付を行いました。

## 3 今後の対応

今後も引き続き、豚熱および高病原性鳥インフルエンザの発生とまん延の防止に向けた対策を徹底するとともに、万が一の発生に備え、マニュアルの改正や防疫訓練、防疫資材の適正備蓄に取り組み、防疫対応のブラッシュアップを図ります。

また、豚熱については、飼養衛生管理者によるワクチン接種が円滑に進むよう、必要な手続きを進めるとともに、現場の声をふまえた、制度の適正化に向け、国に要望してまいります。

### (3) みえ森と緑の県民税第3期に向けた検討状況について

現在、みえ森と緑の県民税制度は、第2期（令和元～5年度）の取組を進めているところですが、令和4年度から「みえ森と緑の県民税評価委員会」（以下「評価委員会」という。）において、第3期（令和6～10年度）に向けた検討を行っています。

11月定例会議の本常任委員会での説明以降、令和5年1月19日に開催した第4回評価委員会では、前回の論点整理をふまえ第3期制度素案を提示し、ご審議いただきました。また、市長会定例会（1月31日）及び町村会理事会（2月15日）において、素案の説明を行い、市町長からご意見をいただいたところです。

#### 1 第3期制度（素案）（別冊2）の構成と検討状況

##### 1. 第3期の制度に関する基本的な考え方

###### (1) みえ森と緑の県民税のしくみ

- ・「2つの基本方針と5つの対策」は、現行制度どおりとし、令和6年度以降も県民税制度を継続する方向で検討を進める。

###### (2) 「三重の森林づくり基本計画」との関係

###### (3) 国の森林環境譲与税との関係

###### (4) 税を活用した事業を行ううえでの3原則

- ・現行制度どおりとする。

##### 2. 「みえ森と緑の県民税」を活用した施策

###### (1) 主な事業

- ・森林の機能を維持するため、現行制度で取り組んでいる獣害対策に加えて、森林の機能を早期に発揮させるための再造林支援に取り組む。【新規】
- ・令和13年の招致を表明している全国植樹祭に向けて、気運醸成とともに開催に必要な経費の積立を行う。【新規】

###### (2) 地域の実情に応じて実施する対策への支援（別添2）

- ・必要な見直しを講じたうえで、引き続き市町交付金制度を継続する。
- ・県と市町の配分は5：5を基本としつつ、要望に基づいた柔軟な配分を行う。
- ・森林面積の少ない5町に配分していた加算枠を基本枠と統合し、配分の上限額を設定したうえで要望に基づいて配分する方法に改定する。
- ・ライフライン周辺の危険木の事前伐採を行っている防災枠は、連携枠と統合して引き続き実施する。
- ・これまで市町が実施していた連携枠事業の一部（流域の防災機能強化を目的とした森林整備の一部、獣害防護柵に対する支援）について、効率的な事業実施のため、市町の要望に応じて県が実施するよう見直す。

### 3. 使途の明確化（基金積立）

### 4. 制度や使途の周知

### 5. 評価制度

### 6. 制度の見直し

## 2 第4回評価委員会における評価委員からの主な意見

- ・地球温暖化が進み、大型化した台風が発生する可能性が指摘されるなど、取り巻く環境が変化しており、「災害に強い森林づくり」がこれまで以上に重要となっていることを背景として記述すべき。
- ・全国植樹祭に向けた取組については、その位置づけも含め、県民税を使うことについて県民に丁寧に説明する必要がある。

## 3 市町長からの意見

- ・全国植樹祭に向けた積立については、開催費用の想定を他県の実績額ありきで決めるのではなく、その目的や内容をしっかり検討したうえで、費用をスリム化すべきである。また、県民に対し、開催の意義をしっかりと説明し、成果を明らかにすることが必要である。

## 4 今後の対応

引き続き、評価委員会や市長会・町村会、本常任委員会での議論をふまえ、第3期制度中間案を作成し、令和5年4月開催予定の評価委員会においてご審議いただく予定です。

### <今後のスケジュール（案）>

令和5年4月	第1回評価委員会（第3期制度中間案）
5月	パブリックコメント（第3期制度中間案）
6月	6月定例会会議常任委員会（第3期制度中間案）
7月	第2回評価委員会（第3期制度最終案）
8月	第3回評価委員会（答申）
9月	第3期制度最終案策定
10月	9月定例会会議常任委員会（第3期制度最終案）

## (4) 三重県真珠振興計画の改定（最終案）について

平成 30 年 4 月に策定した「三重県真珠振興計画」（以下「振興計画」という。）は、策定から 5 年目となることに加え、気候変動によるアコヤガイのへい死や新型コロナウイルス感染症の感染拡大等、真珠産業及び真珠に係る宝飾文化の振興に関する社会情勢が大きく変化したことから、本年度中の改定に向けて進めています。

### 1 中間案以降の取組状況

11 月定例会議の本常任委員会でお示ししました中間案について、広く県民の皆さんから意見を募集するため、令和 4 年 12 月 28 日から令和 5 年 1 月 27 日までの間、パブリックコメントを実施したところ、意見はありませんでした。

### 2 振興計画（最終案）の構成と改正ポイント

振興計画（最終案）は、別冊 3 のとおりです。（中間案からの変更なし）

#### 第 1 真珠産業及び真珠に係る宝飾文化の振興の意義及び基本的な方向

アコヤガイの大量へい死、新型コロナウイルス感染症の影響等、近年の真珠産業及び真珠に係る宝飾文化に関する社会情勢等の変化を追記

#### 第 2 真珠の需要の長期見通しに即した生産目標

振興計画に記した施策（第 3 から第 5 の施策）の進捗を管理するため、令和 9 年までの数値目標について、項目の追加・削除、及び目標数値を設定

##### 【数値指標】

目標項目	令和 3 (2021) 年度 【現状】	令和 9 (2027) 年度 【目標】
新たな優良アコヤガイの生産技術等の開発	2 件	4 件
適正な養殖管理技術の普及件数	14 件	50 件
真珠養殖業への就業希望者を育成する漁師塾等への受け入れ人数	4 名	10 名
一般向け真珠講座等の開催による真珠文化の発信	1, 178 名	2, 600 名
海外・国内からの真珠見学ツアーの受け入れ	215 名	450 名

### 第3 真珠産業の振興のための施策

「三重県版アコヤタイムライン」などアコヤガイの大量へい死対策、気候変動に対応できる品種開発など、真珠養殖業が安定して継続できるよう、中期的な視点で生産振興を追記

### 第4 真珠に係る宝飾文化の振興のための施策

大阪・関西万博等、国内外の各種イベントを積極的に活用した県産真珠の情報発信の機能強化に向け修正

### 第5 真珠の需要増進のための施策

コロナ収束後も見据えたオンラインの活用による取引拡大に向け、需要増進の取組を修正

## 3 今後のスケジュール

最終案を基に、本常任委員会でのご意見をふまえ、本年3月末を目途に振興計画を改定・公表します。

令和5年度からは、市町、真珠養殖業者、真珠関係団体と連携しながら、真珠産業及び真珠に係る宝飾文化の振興を図り、振興計画の目標達成（真珠生産額 37 億円）に向け取り組んでまいります。

## (5) 包括外部監査結果に対する対応について（関係分）

### 1 令和3年度包括外部監査結果に対する対応について

#### (1) 実施テーマ

防災・減災（特にソフト面の対策事業、海岸事業並びに港湾事業）に関する事務の執行について

#### (2) 監査結果概要

農林水産部関係は、指摘1件、意見8件がありました。  
その内容と対応結果は、10ページから11ページのとおりです。

【指摘】…法令、条例、規則、要綱等、遵守すべき規範に従っていない事項並びに法令等に違反していないものの有効性、効率性及び経済性に著しく反している事項

【意見】…有効性、効率性並びに経済性の観点から意見を述べた事項

「指摘」・「意見」に対し講じた措置（対応結果）

テーマ・区分・内容	対応結果	備考
包括外部監査の指摘及び意見		
「Ⅱ ハード対策 海岸事業」および「Ⅲ ハード対策 港湾事業」		
【指摘：1件】 【意見：8件】		
① 個人情報の管理について【意見4件】		
<p>健康保険証の写し等雇用確認書類が、簿冊にマスキングなく編てつされていた。簿冊中にこれら個人情報が含まれる文書が存する場合には、単に起案書式に個人情報の有無のみの記載欄を設けるだけでなく、例えば、個人情報が含まれる具体的な文書名の記載欄を設ける、個人情報が含まれることが一般的な文書名を列挙したチェックリストを別途作成する、個人情報が含まれる文書の欄外にもその旨の記載をする等、より個人情報が含まれる書類の特定ないし区別ができる方策を検討することが望まれる。</p>	<p>健康保険証の写し等雇用確認書類については、令和5年度から、契約時に確認した旨をチェックリストに記した後、廃棄するよう取扱いを改めます。</p>	<p>農林水産部 津農林水産事務所、 伊勢農林水産事務所</p>
② 貸与にかかる様式について【意見1件】		
<p>業務委託に関して受注者から過年度の測量報告書等の貸与の申し出があった際、「三重県業務委託共通仕様書」では貸与品に関する様式の定めがないことから、「三重県公共工事共通仕様書」の第5号様式「貸与品借用書」により貸与が行われていた。しかしながら、返却時には「三重県公共工事共通仕様書」の第6号様式「貸与品返納書」が用いられていないなど返却の事実が確認できる体制が充分ではない状況となっていた。</p> <p>このため、業務委託についても、「三重県業務委託共通仕様書」に、貸与品に関する様式を定める「三重県公共工事共通仕様書」の第5号様式「貸与品借用書」・第6号様式「貸与品返納書」を用いるなど、貸与品の貸出・返却に関する取扱を明確にしておくことが望まれる。</p>	<p>業務委託における貸与品の貸出・返却に関する取扱いを明確にするため、制度を所管する県土整備部において、「貸与品借用書」「貸与品返納書」の様式を定めました。</p>	<p>農林水産部 津農林水産事務所</p>
③ 記録簿の年誤りについて【意見1件】		
<p>令和2年12月14日着手から令和3年2月26日完成までに作成された記録簿が第1回から第6回までであったが、このうち第3回以降の記録簿の日付の元号が令和3年と記すべきところ令和2年と誤記されていた。誤記を訂正すると共に、公的書類の管理年月日であるから、誤記が発見できるようにチェック体制を見直すことが望まれる。</p>	<p>日付け誤りについては、訂正するとともに、複数人による確認の徹底等、チェック体制を見直しました。</p>	<p>農林水産部 津農林水産事務所</p>
④ 指名競争入札理由書の添付漏れについて【意見1件】		
<p>指名競争入札によった場合には、施行番号毎に綴じられている関係書類のファイルに指名競争入札によった理由が記載された「指名競争入札理由」が綴じられる。しかし当該事業の関係書類のファイルについて確認したところ、指名競争入札を採用した理由書が綴じられていなかった。理由書は重要な書類であり事後的な検証のためにも添付しておくことが望まれる。</p>	<p>指名競争入札理由書の添付漏れがないよう、案件ごとに作成した指名競争入札理由書を競争入札審査会に諮っています。</p> <p>また、理由書は起案時に施行伺いに添付しています。</p> <p>同様の事案が再度発生しないよう、引き続き適正な事務処理に努めていきます。</p>	<p>農林水産部 伊勢農林水産事務所</p>

<p><b>⑤ 契約保証金の免除について【指摘1件】</b></p>		
<p>「工事請負契約等に係る保証の取扱い」第5契約保証金を免除できる場合（無保証）の取扱い（2）により、過去3年間に国や地方公共団体等と一定金額以上の契約を締結しこれを誠実に履行したものについては、1件の契約金額が500万円以下の建設工事及び設計等業務委託の契約を締結する場合において契約保証金を免除できることになっている。</p> <p>一方、同取扱い第8契約金額の増額変更時の取扱いにより、変更後の契約額が500万円を超える場合（軽微な設計変更で工期末に行われたものは除く。）は保証金の納付が必要となるが、今回の監査対象案件において契約保証金が納付されていなかった。</p> <p>県の説明では、保証の取扱いに係る通知において免除できる要件として示されている上記の要件に該当するため免除したとのことだったが、「軽微」の解釈に疑問があり、また工期を1か月以上残すことから、保証金の納付を求めべきだった。</p> <p>また、「工期末」と判断した説明資料の添付もなされていなかった。</p>	<p>契約金額の増額変更時にチェックリストを用い、契約保証金の要否の確認漏れがないように改善しました。</p> <p>また、制度を所管する県土整備部において、令和4年4月1日付で「工事請負契約等に係る保証の取扱い」を一部改正し、「軽微な設計変更」の定義付け及び契約保証金を免除できる基準として「工期末」に代わるもの（実施工程の90%以上）を定めました。</p> <p>この基準により、契約保証金を免除した場合は変更契約伺いの起案文書に理由及び根拠を明記することとしました。</p>	<p>農林水産部 伊勢農林水産事務所</p>
<p><b>⑥ 契約保証金の免除の基準について【意見1件】</b></p>		
<p>「軽微な設計変更」及び「工期末」は厳格かつ限定的に解されるべきであり、別途具体的な基準を定める等の検討が望まれる。</p>	<p>制度を所管する県土整備部において、令和4年4月1日付で「工事請負契約等に係る保証の取扱い」を一部改正し、「軽微な設計変更」の定義付け及び「工期末」に代わる具体的な基準を定めました。</p>	<p>農林水産部 伊勢農林水産事務所</p>



## (6) 各種審議会等の審議状況の報告について

(令和4年11月21日～令和5年2月14日)

(農林水産部)

1 審議会等の名称	三重県森林審議会森林保全部会
2 開催年月日	令和4年11月30日(水)
3 委員	【部会長】三重大学 教授 中井 毅尚 ほか3名
4 諮問事項	風力発電施設の設置に係る林地開発許可申請及び保安林の指定解除の審査について
5 調査審議結果	津市芸濃町河内地内及び伊賀市上阿波地内における風力発電施設の設置に係る林地開発許可申請及び保安林の指定解除について審議していただき、意見等をいただきました。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県森林審議会
2 開催年月日	令和4年12月15日(木)
3 委員	【会長】三重大学 教授 中井 毅尚 ほか9名
4 諮問事項	地域森林計画の樹立及び変更について
5 調査審議結果	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 尾鷲熊野地域森林計画書(案)について審議していただき、適当と認められました。</li><li>・ 南伊勢地域森林計画の変更計画書(案)について審議していただき、適当と認められました。</li></ul>
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県食の安全・安心確保のための検討会議
2 開催年月日	令和4年12月26日（月）
3 委員	【会長】三重大学 教授 平島 円 ほか8名
4 諮問事項	「三重県農畜水産物安全確保監視指導計画」の見直しについて
5 調査審議結果	監視指導をより効果的に実施するため、同計画の見直しについて審議していただき、適当と認められました。
6 備考	

1 審議会等の名称	みえ森と緑の県民税評価委員会
2 開催年月日	令和5年1月19日（木）
3 委員	【委員長】三重大学 教授 石川 知明 ほか9名
4 諮問事項	みえ森と緑の県民税条例附則第5項に規定するおおむね5年ごとに行う同条例の施行状況の検討に関する事項について
5 調査審議結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・おおむね5年ごとに行う同条例の施行状況の検討について審議していただき、意見をいただきました。</li> <li>・みえ森と緑の県民税を活用して実施している令和4年度事業の進捗状況の報告を行いました。</li> </ul>
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県農村地域資源保全向上委員会
2 開催年月日	令和5年2月13日（月）
3 委員	三重大学 教授 岡島 賢治 ほか3名
4 諮問事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中山間ふるさと水と土保全対策事業について</li> <li>・ 日本型直接支払交付金（多面的機能支払事業、中山間地域等直接支払事業、環境保全型農業直接支払事業）について</li> </ul>
5 調査審議結果	<p>中山間ふるさと水と土保全対策事業、多面的機能支払事業、中山間地域等直接支払事業、環境保全型農業直接支払事業の令和5年度の実施計画及び、中山間地域等直接支払事業の中間年評価について審議していただき、適当と認められました。</p>
6 備考	